

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における電子情報処理組織による申請等に関する規程

令和3年5月28日

三重県公安委員会規程第5号

改正 令和3年12月17日三重県公安委員会規程第8号	令和4年12月16日三重県公安委員会規程第11号
令和6年1月4日三重県公安委員会規程第1号	令和6年11月7日三重県公安委員会規程第7号
令和7年12月5日三重県公安委員会規程第10号	

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における電子情報処理組織による申請等に関する規程を次のように定める。

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における電子情報処理組織による申請等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年三重県公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、電子情報処理組織による申請等に関する必要な事項を定めるものとする。

(電子計算機の技術的基準)

第2条 規則第4条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

2 規則第6条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同条に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(電磁的記録の措置)

第3条 公安委員会等は、規則第4条第2項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキヤナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信し

ようとする者に限る。)に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

(申請等の手続)

第4条 規則第4条第3項に規定する公安委員会等が定める場合は、公安委員会等が指定する申請等ごとに、公安委員会等により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会等が指定する措置を講ずる場合とする。

(電子署名等の代替措置)

第5条 規則第4条第3項ただし書に規定する申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会等が定める措置は、前条に規定する措置とする。

(処分通知の手続)

第6条 規則第8条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第4条第1項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。

(書面の提出)

第7条 規則第4条第1項の規定により申請等を行う者が、書面等を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにして提出させなければならない。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月17日三重県公安委員会規程第8号)

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

附 則 (令和4年12月16日三重県公安委員会規程第11号)

この規程は、令和5年1月4日から施行する。

附 則 (令和6年1月4日三重県公安委員会規程第1号)

この規程は、令和6年1月4日から施行する。

附 則 (令和6年11月7日三重県公安委員会規程第7号)

この規程は、令和6年11月25日から施行する。

附 則 (令和7年12月5日三重県公安委員会規程第10号)

この規程は、令和7年12月15日から施行する。